

○東京藝術大学授業料滞納者に対する督促事務取扱要項

〔平成16年4月1日〕
学 長 裁 定

改正 平成25年10月24日 平成27年3月26日

(目的)

第1条 この要項は、本学の授業料を納期までに納めなかった者（以下「滞納者」という。）への督促事務手続を定め、督促事務の適正な取り扱いを図ることを目的とする。

(督促手続)

第2条 経理責任者は、納期経過後直ちに滞納者の保証人に対し督促状を発送する。

第3条 経理責任者は、滞納者の所属する学部又は研究科（以下「学部等」という。）の長の決裁を経て、納期より2か月後の滞納者に対して必要に応じ納入方を督促するとともに、各学部等の事務部の長を通じて、滞納者の担当教員からも厳重な注意等を与える。

第4条 各学部等の事務部の長は、前条の滞納者に対して、なお、未納の者については9月（前期分）又は3月（後期分）の教授会の審議を経て、すみやかに事務手続をとる。

(徴収猶予者への準用)

第5条 徴収猶予（納期の延期又は月割分納）を許可された者が滞納したときの督促事務取扱は前各条に準じて行う。

附 則

- 1 この要項は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 東京芸術大学授業料滞納者に対する督促事務取扱要領（昭和37年3月7日学長裁定）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。